

## 報告第 2 号

### 令和 3 年度東員町一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、令和 3 年度東員町一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和 4 年 6 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

令和３年度東員町一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款        | 項           | 事業名              | 金 額         | 翌年度<br>繰越額 | 左 の 財 源 内 訳   |            |            |           |            |
|----------|-------------|------------------|-------------|------------|---------------|------------|------------|-----------|------------|
|          |             |                  |             |            | 既 収 入<br>特定財源 | 未収入特定財源    |            |           | 一般財源       |
|          |             |                  |             |            |               | 国県支出金      | 地方債        | その他       |            |
|          |             |                  | 円           | 円          | 円             | 円          | 円          | 円         | 円          |
| 2 総務費    | 3 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍住民基本台帳経費       | 5,617,000   | 5,617,000  | 0             | 3,580,000  | 0          | 0         | 2,037,000  |
| 3 民生費    | 1 社会福祉費     | 臨時特別給付金事業        | 205,799,000 | 52,458,000 | 0             | 52,458,000 | 0          | 0         | 0          |
| 3 民生費    | 2 児童福祉費     | 子育て世帯への臨時特別給付金事業 | 22,950,000  | 22,950,000 | 0             | 22,950,000 | 0          | 0         | 0          |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費       | 土地改良事業           | 48,800,000  | 48,800,000 | 0             | 13,000,000 | 29,600,000 | 6,000,000 | 200,000    |
| 8 土木費    | 2 道路橋りょう費   | 町単独道路整備事業        | 12,480,000  | 12,480,000 | 0             | 0          | 0          | 0         | 12,480,000 |
| 8 土木費    | 4 都市計画費     | 公園維持管理経費         | 18,600,000  | 15,000,000 | 0             | 0          | 0          | 0         | 15,000,000 |

提案理由

繰越明許費における繰越額について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、議会に報告する必要がある。

## 議案第 27 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定によって、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 4 年 6 月 1 日提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

## 専決第 1 号

### 東員町町税条例の一部を改正する条例の制定について

東員町町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 31 日専決

東員町長 水 谷 俊 郎

## 東員町条例第 9 号

### 東員町町税条例の一部を改正する条例

東員町町税条例（昭和 30 年東員村条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条第 2 項中「第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項」を「第 66 条の

7 第 4 項及び第 1 0 項」に改め、同条第 9 項中「第 3 2 1 条の 8 第 6 0 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 2 項」に、「同条第 6 0 項」を「同条第 6 2 項」に改め、同条第 1 5 項中「第 3 2 1 条の 8 第 6 9 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 7 1 項」に改める。

第 7 3 条の 2 第 1 項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第 7 3 条の 3 第 1 項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第 1 0 条の 2 第 3 項中「附則第 1 5 条第 1 6 項」を「附則第 1 5 条第 1 5 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項」を「附則第 1 5 条第 2 2 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号イ」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ロ」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ハ」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号ニ」に改め、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号イ」に改め、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ロ」に改め、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号ハ」に改め、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号イ」に改め、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ロ」を「附則

第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同条中第 25 項を第 27 項とし、第 24 項を第 26 項とし、第 23 項の次に次の 2 項を加える。

24 法附則第 15 条第 43 項に規定する町の条例で定める割合は 6 分の 1 とする。

25 法附則第 15 条第 44 項に規定する町の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第 10 条の 3 第 8 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 10 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東員町町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、

なお従前の例による。

- 2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 1 5 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、東員町町税条例の一部を改正する必要が生じ、令和 4 年 3 月 3 1 日専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める必要がある。

## 議案第 28 号

### 東員共同福祉施設機械設備等改修工事請負契約の締結について

令和 4 年 5 月 27 日一般競争入札に付した、東員共同福祉施設機械設備等改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 1 日提出

令和 4 年 6 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| 1 契約の目的  | 東員共同福祉施設機械設備等改修工事 |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札            |
| 3 契約の金額  | 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円    |
| 4 契約の相手方 |                   |

### 提案理由

東員共同福祉施設機械設備等改修工事の請負契約を締結するについては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

## 議案第 29 号

### 東員町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

東員町町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 6 月 1 日 提出

令和 4 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

### 東員町町税条例等の一部を改正する条例

（東員町町税条例の一部改正）

第 1 条 東員町町税条例（昭和 30 年東員村条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 4 第 1 項中「交付」の次に「（法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第 33 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 33 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 3 4 条の 8 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

第 3 6 条の 3 第 2 項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第 3 項中「附記し」を「付記し」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（２） 所得割の納税義務者（合計所得金額が 1 , 0 0 0 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第 3 1 3 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 1 3 3 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。）の氏名

第 3 6 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 5 3 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2

号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得

税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 25 条を削る。

（東員町町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 東員町町税条例の一部を改正する条例（令和 3 年東員町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

東員町町税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第 2 条中「の規定中個人の町民税に関する部分」を「第 24 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 1 条中東員町町税条例第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 34 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項、第 36 条の 3 第 2 項及び第 3 項並びに第 53 条の 7 の改正規定並びに同条例附則第 16 条の 3 第 2 項、第 20 条の 2 第 4 項並びに第 20 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに第 2 条（東員町町税条例の一部を改正する条例（令和 3 年東員町条例第 14 号）附則第 2 条の改正規

定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中東員町町税条例第18条の4第1項、第73条の2第1項及び第73条の3第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日  
(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の東員町町税条例第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の東員町町税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条各号列記以外に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の東員町町税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の東員町町税条例の規定

中個人の町民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の東員町町税条例第 7 3 条の 2 第 1 項（地方税法第 3 8 2 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 3 8 2 条の 2 の規定による固定資産課税台帳（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の東員町町税条例第 7 3 条の 3 第 1 項（地方税法第 3 8 2 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 3 8 2 条の 3 の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

#### 提案理由

東員町町税条例等の一部を改正するについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。